



米粉の可能性は、
わたしたちの
食生活の未来です。



米粉利用拡大支援対策事業のうち
米粉商品開発等支援対策事業
令和5年2月6日～3月6日

米粉の利用拡大には、小麦粉の一時的な代替ではなく、消費者ニーズに合った商品を製造することが重要です。このため、本事業では、米粉の特徴を生かした商品の開発・製造に必要な取組を支援します。

公募期間

令和5年2月6日～3月6日

補助率 / 上限

- 1/2 (商品の市販段階における原材料費の支援は、大企業の場合 1/3)
- 採択1件あたりの補助上限は2億円、補助下限は100万円

(商品の市販段階における原材料費の1件当たりの補助上限・下限は上記とは別に各々1億円・100万円とする)

支援対象の取組・対象者



食品製造事業者
又はこれらが組織する団体



飲食店
又はこれらが組織する団体



食品流通事業者

支援対象経費例

米粉や米を原材料とする商品開発とその製造・販売に係る取組
※画像はイメージです



商品等開発費



機械導入、製造ラインの変更・増設費



包材資材費



商品PR費



商品の市販段階における原材料費

詳しくはこちらをご覧ください

令和4年度 米粉商品開発等支援対策事業 公募サイト

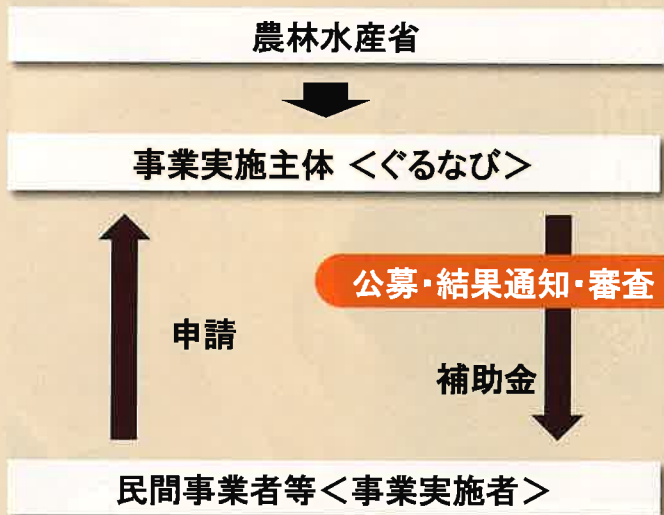
<https://komeko-koubo.jp>

多くの事業者の皆様からの申請をお待ちしています！

こちらのQRコードからアクセスできます



事業の全体像



事業の流れ

公募開始(令和5年2月6日~3月6日)

申請書提出(事業計画書など)

公募選定委員会による審査

審査結果の通知

交付申請書の提出

交付決定の通知

事業の実施

事業実績報告

よくあるご質問

Q.小売事業者は当該事業の対象ですか。

食品流通事業者として事業の対象となります。本事業で開発・製造された米粉又は米粉を原料とする加工品を流通する取組を実施していただけます。

Q.補助対象とならない経費はありますか。

建物等施設の建設、不動産の取得、他の助成事業の対象となっている事業、交付決定前に発生した経費等は、事業の実施に必要であっても補助対象となりません(交付決定前着手事業として承認を受けた経費を除く。)

Q. PR費は個社製品を宣伝するCM等も補助対象となるのですか。

本事業で開発された新商品のPR費のみが、補助対象となります。

Q.新商品のPR費には上限金額やPR内容などの規制はありますか。

補助金の上限額(原材料費支援を除く)として、1件当たり上限は2億円までとなります。内容については原則として規制はありませんが、懸念等ありましたら個別にご相談ください。

Q.市販段階の原材料費支援は、使用する全ての米粉が対象ですか。

市販段階における原材料費の補助対象は、増加する原料米穀及び米粉の使用量の分のみとなります。

Q.他の原材料から米粉に置き換える必要があるのですか。

本事業においては他の原材料から米粉へ置き換えるといった要件はありません。

お問合せ先

「米粉商品開発等支援対策事業」事務局 03-6303-9612

受付時間 月~金曜日(平日のみ)9:30~17:30